

## 定期の予防接種の対象(A類疾病)

### (1)ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎(ポリオ)

ワクチン	対象者		標準的な接種期間	回数	間隔	備考
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン(DPT-IPV) 又は 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(DPT) 又は 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド(DT) 又は 不活化ポリオワクチン(IPV)	1期 初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間	3回	20日以上	
	1期 追加	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 (1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔をおく)	1期初回接種(3回)終了後12月から18月までの間隔をおく	1回	1期初回接種(3回)終了後、6月以上	
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド(DT)	2期	11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間	1回	-	

### (2)麻しん・風しん

ワクチン	対象者		標準的な接種期間	回数	間隔	備考
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(MR) 又は 乾燥弱毒生麻しんワクチン(M) 又は 乾燥弱毒生風しんワクチン(R)	1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	-	1回	-	・1期、2期の予防接種において、麻しん及び風しん予防接種を同時に行う場合は、MRワクチンを使用する
	2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	-	1回	-	

### (3)日本脳炎

ワクチン	対象者		標準的な接種期間	回数	間隔	備考
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	1期 初回	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	2回	6日以上	・「定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて(勧告)」(平成17年5月30日付け健感発第0830001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)により、接種機会を逃した子らへの特例制度が設けられました。 対象者、接種方法等詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。
	1期 追加	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	1回	1期初回接種終了後6月以上	
	2期	9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	1回	-	

### (4)結核

ワクチン	対象者		標準的な接種期間	回数	間隔	備考
BCGワクチン	1歳に至るまでの間にある者		生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間	1回	-	

## 定期の予防接種の対象(A類疾病)

### (5)Hib感染症

ワクチン	対象者	標準的な接種期間	回数	間隔	備考
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	初回接種開始は生後2月から生後7月に至るまで 追加接種は、初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく	初回:3回 追加:1回	【初回接種開始時に2月～7月】 ・初回接種:生後12月に至るまでの間に、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上 ・追加接種:初回接種終了後7月以上 ただし、生後12月までに3回の初回接種を終了せずに生後12月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をおいて1回	
			初回:2回 追加:1回	【初回接種開始時に7月～12月】 ・初回接種:生後12月に至るまでの間に、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上 ・追加接種:初回接種終了後7月以上 ただし、生後12月までに2回の初回接種を完了せずに生後12月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をおいて1回	
			1回	【初回接種開始時に12月～60月】	

### (6)小児の肺炎球菌感染症

ワクチン	対象者	標準的な接種期間	回数	間隔	備考
沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	初回接種開始は生後2月から生後7月に至るまで 追加接種は、生後12月から生後15月に至るまで	初回:3回 追加:1回	【初回接種開始時に2月～7月】 ・初回接種:生後24月に至るまでの間に、27日以上 ただし、2回目の接種が生後12月を超えた場合、3回目の接種は行わない。 ・追加接種:初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降において、1回。	
			初回:2回 追加:1回	【初回接種開始時に7月～12月】 ・初回接種:生後24月に至るまでの間に、27日以上 ・追加接種:初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降において、1回	
			2回	【初回接種開始時に12月～24月】 60日以上	
			1回	【初回接種開始時に24月～60月】	

## 定期の予防接種の対象(A類疾病)

### (7)ヒトパピローマウイルス感染症

ワクチン	対象者	標準的な接種期間	回数	間隔	備考
組換え沈降ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	2価:13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間	3回	2価:1月以上の間隔を置いて2回接種した後、1回目の接種から5月以上、かつ2回目の接種から2月半以上。	
		4価:13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間		4価:1月以上の間隔を置いて2回接種した後、2回目の接種から3月以上	

### (8)水痘

ワクチン	対象者	標準的な接種期間	回数	間隔	備考
乾燥弱毒生水痘ワクチン	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	1回目の接種は生後12月から生後15月に達するまで。 2回目の接種は、1回目の接種終了後6月から12月までの間隔をおく	2回	3月以上(標準的には6月から12月まで)	

### (9)B型肝炎

ワクチン	対象者	標準的な接種期間	回数	間隔	備考		
組換え沈降B型肝炎ワクチン	1歳に至るまでの間にある者	生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間	2回	27日以上	(1)対象者 平成28年4月1日以後に生まれた、生後1歳に至るまでの間にある者とする。 (2)対象者から除外される者 HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者から除く。 (3)平成28年10月1日より前の接種の取扱い 平成28年10月1日より前(定期の予防接種が開始される前)の注射であって、定期の予防接種のB型肝炎の注射に相当するものについては、当該注射を定期の予防接種のB型肝炎の注射と、当該注射を受けた者については、定期の予防接種のB型肝炎の注射を受けた者とみなして、以降の接種を行う。 (4)長期療養特例 接種の対象年齢の上限を設けない。 なお、10歳以上の者に対する接種量は0.5mlとする。		
			1回	第1回目の注射から139日以上			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予防接種の開始時に1歳以上10歳未満である者</td> <td>組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔を置いて2回皮下に注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔を置いて1回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.25mlとする。ただし、第2回以降の接種の開始時に10歳以上である者については、筋肉内又は皮下に注射するものとし、第2回以降の接種量は、0.5mlとする。</td> </tr> <tr> <td>予防接種の開始時に10歳以上である者</td> <td>組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔を置いて2回筋肉内又は皮下に注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔を置いて1回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5mlとする。</td> </tr> </tbody> </table>			対象者	方法
対象者	方法						
予防接種の開始時に1歳以上10歳未満である者	組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔を置いて2回皮下に注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔を置いて1回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.25mlとする。ただし、第2回以降の接種の開始時に10歳以上である者については、筋肉内又は皮下に注射するものとし、第2回以降の接種量は、0.5mlとする。						
予防接種の開始時に10歳以上である者	組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔を置いて2回筋肉内又は皮下に注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔を置いて1回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5mlとする。						

※「標準的な接種期間」とは、定期予防接種実施要領(厚生労働省健康局長通知)により、市町村に対する技術的助言として定められている。